

特定非営利活動法人NPO砂浜美術館定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NPO砂浜美術館という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県幡多郡黒潮町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、まちづくり、保健、福祉、教育、文化、環境といった広範囲にわたるあらゆる地域の活性化を図る活動を、住民、行政、企業、社会貢献活動を行う団体や個人、関係機関と連携を図りながら進めることによって、人材の育成と豊かなまちづくりを行い、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の推進を図る活動
- ⑤ 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活動化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ ①から⑱の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う

- ① 前条第1号から第19号に関する報告・資料の収集提供、調査、研究、連絡調整、普及宣伝、広報啓発、推進、企画および実施事業
- ② 住民、行政、企業、個人、各種団体間のネットワークづくり及びコーディネート
- ③ 前第1号及び第2号の事業に付帯する事業
- ④ 旅行業法に基づく旅行業

2 この法人は、第3条の目的を達成するために、次のその他の事業を行う。

- ① 前条第1項第1号から第19号に関する調査研究、企画立案、広報啓発及びイベントの開催
- ② 講師等の派遣事業、プログラムの提供事業、コンサルタント事業
- ③ その他の必要な事業

3 第2項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- ① 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- ② 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体
- ③ 特別会員 この法人が特に認め理事会が承認した個人、法人及び団体。特別会員の中から理事会の承認により顧問を設置することができる。

(入会)

第7条 この法人に正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。
- 3 この法人の賛助会員、特別会員の入会に関することは別に定める
- 4 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出があったとき
- ② 本人が死亡し、又は正会員である法人、団体が消滅したとき
- ③ 継続して2年以上会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するにいたったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前の弁明の機会を与えなければならない。

- ① 法令、この定款または規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(捻出金品の不返還)

第12条 この法人は会員がすでに納めた入会金、会費及びその他の捻出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 10人以上25人以内
 - ② 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 総会が招集されるまでの間において、理事または監事を選任する必要があるときは、前項及び第23条の規定にかかわらず、理事会の議決によりこれを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が、一人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

① 理事の業務執行の状況を監査すること

② この法人の財産の状況を監査すること

③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するにいたったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

① 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業報告及び収支決算の承認
- ⑤ 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- ⑥ 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑦ 事務局の組織及び運営
- ⑧ その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- ③ 第15条第4項第4号の規程により、監事から招集があったとき

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面のほか、インターネット、電子メールをもって、少なくとも 7 日前までに召集通知を発信して行わなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、1 人(1 法人、1 団体)1 票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 正会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき。
- ② 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に

出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 日時及び場所
- ② 理事総数及び出席者数(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- ③ 審査事項
- ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
- ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る資産、その他の事業に係る資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の承認を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算書上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上

の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の議決
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で決する特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員総数 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年総会までとする。ただし法人成立の日から 2 年を超えない期間とする。

理事 安光 平

同 酒井 公順

同 松本 輝雄

同 加持 誠司

同 武政 登

同 兼松 方彦

同 芝 久義

同 前田 長秋

同 坂本 あや

同 下村 正直

同 森本 孝男

同 谷 一志

同 水野 聖子

同 下村 勝幸

同 松田 春喜

同 山本 広明

同 小松 昭夫

同 松本 秀正

同 除本 健代

監事 坂本 勝

同 金子 良一

- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

変 更

平成 23 年 9 月 10 日に、臨時総会にて、第 5 条を変更し、認証日より適用する。

平成 29 年 6 月 24 日に、通常総会にて、第 55 条を変更し、認証日より適用する。